５．入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほか、食事代などの一部をお支払いいただきます。

◆療養病床以外に入院したとき

区　　分			食事療養費標準負担額
現役並み所得者・一定以上所得者・一般			１食につき　５１０円
	指定難病の医療受給者証をお持ちの方		１食につき　３００円
住民税非課税	区分Ⅱ	９０日までの入院	１食につき　２４０円
		９０日を超える入院（※１）	１食につき　１９０円
	区分Ⅰ		１食につき　１１０円

※１　過去１２ヵ月で区分Ⅱの標準負担額減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が９０日を超える場合には、申請して認定を受けると該当になります。

◆療養病床に入院したとき

区　分			生活療養標準負担額
現役並み所得者・ 一定以上所得者・一般			（食　費）１食につき　５１０円 （居住費）１日につき　３７０円
住民税非課税	区分Ⅱ		（食　費）１食につき　２４０円 （居住費）１日につき　３７０円
	区分Ⅰ		（食　費）１食につき　１４０円 （居住費）１日につき　３７０円
		老齢福祉年金を 受給されている方	（食　費）１食につき　１１０円 （居住費）１日につき　　０円

保健福祉課　保険・医療グループ
瀬棚郡今金町字今金１７番地の２
総合福祉施設　としべつ内
電話：０１３７－８２－２７８０